

令和7・8年度香川県広域水道企業団建設工事入札参加資格審査申請チェックリスト

国土交通大臣許可は00、香川県知事許可は37、その他の県知事許可は経営規模等評価結果通知書の△△知事許可〇〇-□□□□□号の〇〇を記入

許可番号

大臣知事コード **3** **7**

国土交通大臣知事許可第 **001234** 号

許可年月日
平成令和 **03** 年 **06** 月 **09** 日

商号・名称

(株) 鈴木組

申請区分

電子申請・書面申請

申請要領「11 提出書類について」の提出区分A~Jに該当する項目に○をしてください。

項番	提出書類 (凡例) ○…提出書類 △…電子申請の場合は省略可 ▲…該当がある場合に提出	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	チェック欄	代替書類及び確認用コピー チェック欄
		県内・知事・法人	県内・知事・個人	県内・大臣・法人	県内・大臣・個人	県外・知事・法人	県外・知事・個人	県外・大臣・法人・本社のみ	県外・大臣・法人・県内委任	県外・大臣・法人・県外委任	県外・大臣・個人		
①	チェックリスト	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	✓	
②	建設工事入札参加資格審査申請書	○									○	✓	
③	申請営業所調書												
④	申請業種等調書	○									○	✓	
⑤	建設業許可を受けていることを証明する書類 令和6年10月1日以降発行	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	✓	
⑥	受任営業所に関する書類								○	○			
⑦	委任状								△	△			
⑧	誓約書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	✓	
⑨	納税証明書(国税) 令和6年10月1日以降発行	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	✓	
⑩	納税証明書(県税) 令和6年10月1日以降発行	○	○	○	○				○			✓	
⑪	個人住民税の滞納がない旨の証明書 令和6年10月1日以降発行		○		○								
⑫	経審結果通知書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	✓	
⑬	営業所写真 令和6年10月1日以降のもの	○	○	○	○				○			✓	
⑭	技術評価点数算定基礎申告書①(企業団用)【経審時提出審査済印押印済コピーを含む】	○	○	○	○							✓	✓
⑮	技術評価点数算定基礎申告書②(企業団用)【経審時提出審査済印押印済コピーを含む】及び資格者証等	○	○	○	○							✓	✓
⑯	技術評価点数算定基礎申告書③(企業団用)及び資格者証等	▲	▲	▲	▲							✓	✓
⑰	技術評価点数項目等調書(県外業者用)(企業団用)					○	○	○	○	○	○		
⑱	エコアクション2.1登録証					▲	▲	▲	▲	▲	▲		
⑲	舗装施工管理技術者確認書類					▲	▲	▲	▲	▲	▲		
⑳	返信用封筒	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	✓	

該当する選択提出区分A~Jについて、事前にチェックを行ってください。

・申請業種の平均完工高要件を確認しましたか。いずれかに○をしてください。未確認(いいえ)の場合は受付出来ません。はい・いいえ

行政庁記入欄	受付日付印
この欄は記入しないでください。	

申請業種等調書（書面申請用）

※行政庁記入欄（申請者は記入不可）

受付番号

必ず片面コピー！

（申請業種）

営業所名	CD	業種名	申請業種 ○を記入	平均完成工事高要件
高松営業所		土木	○	1円以上
高松営業所		建築	○	1円以上
		大工		—
		左官		—
		とび		—
		石		—
		屋根		—
		電気		1円以上
		管		1円以上
		タイル		—
		鋼構		—
		鉄筋		—
本社		舗装	○	1円以上

平均完成工事高要件を満たさない業種は申請できません。

行政庁記入欄なので
記入しないでください。

「営業所名」の欄は、**県外業者であって主たる営業所以外に申請営業所がある場合に記入してください。**
県内業者又は県外業者であって主たる営業所のみが申請営業所の場合には記入の必要はありません。

申請する業種の欄に○を記入するとともに、左端の営業所名の欄に、その業種に関し、建設工事の請負にかかる見積り・入札・契約締結を行う営業所名（本社を含む。）を記入してください。（同一業種について、営業所間の重複は認められませんのでご注意ください。）
これは、舗装及び水道については本社が直接契約を行い、土木一式、建築一式、造園については高松営業所に契約締結権限を委任する場合の申請例です。

香川県広域水道企業団に申請する場合、**9業種（土木一式、建築一式、とび・土工・コンクリート、電気、管、舗装、機械器具設置、電気通信、水道施設）については経営事項審査における平均完成工事高が0円の場合は、その業種の申請を行うことができません。**
経営事項審査における総合評定値通知書の平均完成工事高で予めご確認ください。
なお、総合評定値通知書が届いていない場合は、経営事項審査の申請時に提出した別紙1工事種類別完成工事高の欄から平均完成工事高を計算してご確認ください。

高松営業所		造園	○	—
		さく井		—
		建具		—
本社		水道	○	1円以上
		消防		—
		清掃		—
		解体		—

第1号様式 若年技術者がいない場合も、第2号様式を併せて提出してください。

技術評価点数算定基礎申告書①【令和6年度版】(企業団用)

商号・名称 経営事項審査 令和 年 月 日
 審査基準日

許可番号 (1 香川県知事 2 国土交通大臣) 第 号
※許可番号は右詰で記入し、空カラムは0を記入

○雇用者数 【必須記入】 人

※ 加点される上限は40人ですが、審査基準日(決算日)において、県内営業所で常勤かつ建設業に携わっている者全員の数を記載してください。なお、代表取締役等の役員を含み、パート等の非常勤職員は含みません。

○機械・運搬具 【必須記入】 千円

決算変更届の貸借対照表(様式第15号又は第18号)中、「固定資産」の「機械・運搬具」の額を記載してください。

○ISO規格等の認証取得 【必須記入】

審査基準日(決算日)時点で取得しているものにチェック✓を入れてください。いずれも取得していない場合は、「無し」の欄にチェック✓してください。

※ 大臣許可業者のISO規格等の加点については、この申請での記載に関わらず、経営事項審査の結果に基づき算定します。

○「舗装工事業」の申請

(1) 経営事項審査の「舗装工事業」申請の有無を記載してください。 【必須記入】

該当する方にチェック✓を記入してください。 舗装の申請

(2) 上記(1)で「有り」の場合は、下記の①②を記載してください

・受審済み経審において「技術評価点数算定基礎申告書①【令和6年度版】」で記載している内容と同一内容で提出してください。

・受審済み経審において、香川県の審査済印が押印された「技術評価点数算定基礎申告書①【令和6年度版】」(コピー)も併せて提出してください。

必須

<input checked="" type="checkbox"/>	マカダムローラ	質量10t以上	型式	CS125	製造番号	123456
<input checked="" type="checkbox"/>	タイヤローラ	質量8t以上	型式	T600C	製造番号	123456
<input checked="" type="checkbox"/>	モータグレーダ	ブレード幅3.1m以上	型式	MG230	製造番号	123456

※質量=機械質量+タンク容量(1ℓ=1kg)+55kg

○障害者雇用の状況

(1) 審査基準日において常勤雇用している障害者の方の人数を記載してください。 【必須記入】

障害者雇用者数 人

※ 報告義務が有る場合は、障害者雇用状況報告書⑩欄に記載している人数を記載してください。

※ 報告義務が無い場合は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のコピーを提示してください。なお、個人事業主、法人役員は含みません。

※ 審査基準日直前の6月1日時点の障害者雇用状況報告書(写し)を提出してください。

(2) 障害者を1人以上雇用し、「障害者の雇用の促進に関する法律」に基づく報告義務が有る場合は、障害者雇用状況報告書⑩(二)欄に記載している「労働者数」を記載してください。

労働者数 人

★ 経営事項審査受審時に提出した香川県の審査済印押印済の技術評価点数算定基礎申告書①(コピー)を提出することにより、記載事項の確認資料の提出又は提示を省略できることとします。

技術評価点数算定基礎申告書②【令和6年度版】（企業団用）

商号・名称 (株) 鈴木組 経営事項審査 令和 05年 11月 30日
審査基準日

許可番号 1 (1 香川県知事 2 国土交通大臣 第 001234 号
※許可番号は右詰で記入し、空カラムは0を記入

【記入上の注意】

・**経営事項審査基準日**で満35歳未満の者が対象です。

○該当無しの場合

・項番1の氏名欄に「該当なし」と記載してください。

○該当有りの場合

・技術職員名簿に記載した者のうち、該当する若年技術者を「若年技術者名簿」に記載するとともに、業種コード毎に集計し、集計表に記載してください。

なお、経営事項審査の技術職員名簿とは異なり、1業種につき4名までが加点の上限のため、各業種ごとに4名を超える若年技術者がいる場合は4名までの記載で構いません。

・技術職員コード(申請資格)が経営事項審査における技術職員名簿の記載と異なる場合は、その資格を証する書類の写しを提示してください。

1 若年技術職員名簿（基準日時点で満35歳未満のもの）

※対象となる技術職員は経営事項審査と異なり、技術職員コードが005、040、060、064、111～239、703、704の方のみです。
 ※1枚で記載が出来ない場合は、同様式を使用し2枚目を作成してください。

項番	氏名	生年月日	年齢	業種コード		技術職員コード		業種コード		技術職員コード			
				0	1	2	1	4	0	5	2	1	4
1	鈴木 五朗	平成〇年〇月〇日	28	0	1	2	1	4	0	5	2	1	4
2													
3													

・受審済み経審において「**技術評価点数算定基礎申告書②【令和6年度版】**」で申告している業種コード及び技術職員コードの変更が可能です。

・対象となる若年技術職員名は変更はできません。

・受審済み経審において、香川県の審査済印が押印された「**技術評価点数算定基礎申告書②【令和6年度版】**」(コピー)も併せて提出してください。

・技術職員コードを変更する場合は資格者証(コピー)を提出してください。

・変更がない場合も同一内容で提出してください。

業種コード	若年技術者数	業種名	業種コード	申請する若年技術者数
01	1	鋼構	11	
02		鉄筋	12	
03		舗装	13	
04		浚渫	14	
05	1	板金	15	
06		ガラス	16	
07		塗装	17	
08		防水	18	
09		内装	19	
10		機器	20	
		熱絶	21	
		電通	22	
		清掃	26	
		解体	29	
申請業種数計		のべ若年技術者数計		
2		2		

「のべ」人数ですので、1人で2業種申請した場合は「2」となります。
 (「2 若年技術者職員数集計表」の「申請する若年技術者数」の計になります。)

※複数枚になる場合は、集計表は1枚目のみ合計を記載してください。

★ 経営事項審査受審時に提出した香川県の審査済印押印済の技術評価点数算定基礎申告書②(コピー)を提出することにより、記載事項の確認資料の提出又は提示を省略できることとします。ただし、技術職員コードを変更した場合は、別途、資格者証(コピー)が必要です。

技術評価点数算定基礎申告書③【令和6年度版】（企業団用）

商号・名称 (株) 鈴木組 経営事項審査
審査基準日 令和 05年 11月 30日

許可番号 1 (1 香川県知事 2 国土交通大臣) 第 001234号
※許可番号は右詰で記入し、空カラムは0を記入

【記入上の注意】

- ・**県内業者で水道施設工事業を申請する場合は、有資格者の有無に関わらず、必ず提出してください。**
- ・**経営事項審査基準日時点で資格が有効である者を評価の対象とします。**

○対象となる有資格者がいる場合
有資格者の氏名を記入し、該当する資格の欄に「1」と記入のうえ、取得日及び有効期限（**給水装置工事配管技能者は取得日のみ**）を記入してください。（合計の欄で自動計算するため、1以外の文字は入力しないようしてください。）
また、各有資格者について、次の書類を添付してください。
（経営事項審査基準日時点での情報を証明できるものに限りです。）
(1) 各資格者証の写し（**給水装置工事配管技能者は合格証明書でも可とする。**）
(2) 雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証、標準報酬月額決定通知書等の写し）

○対象となる技術者がいない場合
項番1の氏名欄に「該当なし」と記入してください。

項番	氏名	配水管技能者（耐震）		配水管技能者（大口径）		給水装置工事配管技能者	
		有:1	取得日 有効期限	有:1	取得日 有効期限	有:1	取得日
1			年 月 日 年 月 日		年 月 日 年 月 日		年 月 日
2			年 月 日 年 月 日		年 月 日 年 月 日		年 月 日
3			年 月 日 年 月 日		年 月 日 年 月 日		年 月 日
4			年 月 日 年 月 日		年 月 日 年 月 日		年 月 日
5			年 月 日 年 月 日		年 月 日 年 月 日		年 月 日
6			年 月 日 年 月 日		年 月 日 年 月 日		年 月 日
7			年 月 日 年 月 日		年 月 日 年 月 日		年 月 日
8			年 月 日 年 月 日		年 月 日 年 月 日		年 月 日
9			年 月 日 年 月 日		年 月 日 年 月 日		年 月 日
10							年 月 日
11			年 月 日		年 月 日		年 月 日
12			年 月 日 年 月 日		年 月 日 年 月 日		年 月 日
13			年 月 日 年 月 日		年 月 日 年 月 日		年 月 日
14			年 月 日 年 月 日		年 月 日 年 月 日		年 月 日
15			年 月 日 年 月 日		年 月 日 年 月 日		年 月 日
16			年 月 日 年 月 日		年 月 日 年 月 日		年 月 日
17			年 月 日 年 月 日		年 月 日 年 月 日		年 月 日
18			年 月 日 年 月 日		年 月 日 年 月 日		年 月 日
19			年 月 日 年 月 日		年 月 日 年 月 日		年 月 日
20			年 月 日 年 月 日		年 月 日 年 月 日		年 月 日
合計		0	人（上限10人まで）	0	人（上限5人まで）	0	人（上限10人まで）

有資格者がいない場合も「該当なし」と記入してください。

受付番号

技術評価点数項目等調書（県外業者用）（企業団用）

商号・名称

(株) 佐藤組

許可番号

1 (1 愛媛県 知事 2 国土交通大臣) 大臣・知事コード 38 第 111111 号

経審審査基準日

令和 06 年 04 月 30 日 ※審査基準日が令和5年9月... 審査基準日時点で更新審査を受けており、更新の審査結果がまだ終わっていない場合に、更新審査日を記入してください。

エコアクション 21

1 1有2無(有効期間満了日 令和 04 年 05 月 20 日 更新審査日 令和 年 月 日) ※無の場合も必ず2を記入してください。よ 1(有)の場合は、0人の場合も0と記入してください。記載してください。

舗装の申請

1 1有2無 舗装施工管理技術者 1級 3 人 2級 2 人 ※県外業者が舗装工事を申請する場合、舗装施工管理技術者（上記経営事項審査基準日に、香川県内の営業所において建設業に従事する有資格者数）

県内在住資格者（上記の経審審査基準日時点） 県外業者のみ記入する。

業種名	県内在住の資格者（人）※	
	1級	2級
土木	3	5
建築		
大工	県内在住資格者がいない場合は、「該当なし」と記入してください。	
左官		
とび		
石		
屋根		
電気		
管		
タイル		
鋼構		
鉄筋		
舗装	11	8
浚渫		

業種名	県内在住の資格者（人）※	
	1級	2級
板金		
ガラス		
塗装		
防水		
内装		
機器		
熱絶		
電通		
造園		
さく井		
建具		
水道		
消防		
清掃		1
解体		

※香川県内の営業所で建設業に従事する県内在住の資格者の人数を記入 1級＝1級土木施工管理技士、1級建築士等 2級＝監理技術者補佐、登録基幹技能者、2級土木施工管理技士、2級建築士、第1種電気工事士、1級技能士等 詳細は、申請要領の「技術職員コード表（香川県広域水道企業団入札参加資格審査申請用）」をご確認ください。

受付日付印